

金沢都市計画土地区画整理事業の変更（石川県決定）

都市計画金沢市戸板第二土地区画整理事業を次のように変更する。

（ ）は変更前

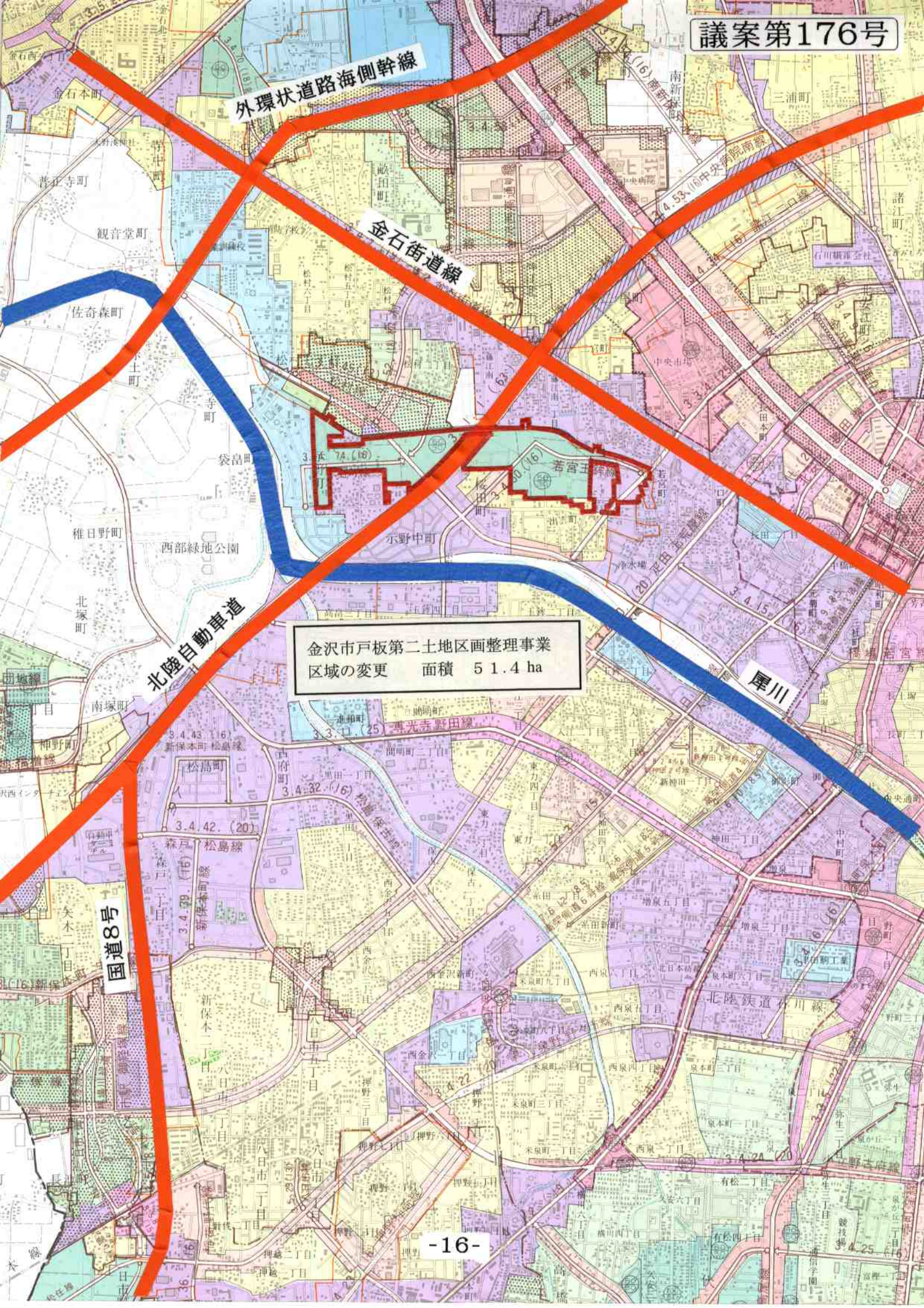
名 称	金沢市戸板第二土地区画整理事業		
面 積	約（51.1）51.4ha		
公共施設の配置	道 路	種 別	名 称
		幹線街路	3・1・1 森本野々市線
		〃	3・3・4 北安江出雲線
		〃	3・4・46 観音堂上辰巳線
		〃	3・4・50 若宮玉鉾線
		〃	3・5・45 松村線
		〃	3・4・74 示野町線
これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。			
上記都市計画道路を骨格として、土地利用及び動線計画を勘案の上、幅員4～13mの区画道路を配置する			
公園及び緑地	街区公園等を適正に配置し、施行区域面積の3%以上を確保する。		
その他の公共施設	宅地及び道路の計画にそった水路の整備を図る。また、木曳川については当事業にあわせて整備を図る。		
住宅の整備	街区の規模は長辺100m～180m、短辺30m～50mを標準とする。隣接する施行中の土地区画整理事業との整合を図りつつ、都市計画道路を中心に良好な住宅地と一部工業地を配置する。		

「施行区域は計画図表示のとおり」

理 由

本地区は、金沢市の西部に位置し、平成13年に土地区画整理事業の施行区域として都市計画決定された地区である。

今回、区域内の交通アクセス改善の為の区画道路の追加や、土地利用の増進を図るため、区域を0.3ha追加し、全体面積を51.4haに変更するものである。



外環状道路海側幹線

金石街道線

北陸自動車道

国道8号

犀川

金沢市戸板第二土地区画整理事業
区域の変更 面積 51.4 ha

金沢市戸板第二土地区画整理事業



S=1:6,000

